

2021 年 1 月 8 日 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター

緊急事態宣言(2021年1月7日)を踏まえたテレワーク実施にかかる注意喚起

2021年1月7日に1都3県を対象に緊急事態宣言が発出され、出勤者数の7割削減を目指すためテレワークの実施が推奨されています。テレワーク実施率を高める際には、万全なセキュリティ対策を講じてください。

2021年1月7日、1都3県(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)を対象として、緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止対策として、出勤者数の7割削減を目指すとし、テレワークの実施が推奨されています。

テレワーク実施率の高まりに伴い、テレワークに関連したサイバー攻撃やサポート詐欺などのリスクが高まることから、これまで、当センターでは、テレワークの導入に関連する注意喚起を適宜発出してきたところです。

前回の緊急事態宣言を解除した 2020 年 5 月 25 日以降、テレワーク実施率が低下したとの調査結果も示されています。テレワーク実施率を高める際には、テレワークにかかるセキュリティ対策について万全を期す必要があります。特に、テレワーク実施者が、職場とは異なった環境で業務を行っていることを十分認識し、所属先が決めた規定やルールをよく理解してそれに従う(特に所属先支給外の機器を使う際のルール等)など、セキュリティ対策を強く意識してテレワークを行うことが重要となります。これらを含め、これまで発出した注意喚起等を参考に再点検を行ってください。

これまで発出したテレワークに関連する注意喚起

- ○2020.12.22 年末年始休暇等に伴うセキュリティ上の留意点について https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/newyear20201222.pdf
- O2020.7.30 夏季休暇等に伴うセキュリティ上の留意点について【注意喚起】 https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/summer20200730.pdf
- O2020.6.11 テレワーク等への継続的な取組に際してセキュリティ上留意すべき点について https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/telework20200611.pdf
- ○2020.4.14 テレワークを実施する際にセキュリティ上留意すべき点について https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/telework20200414.pdf

本件に対する問い合わせ先 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)

> 電話:03-5253-2111 基本戦略総括グループ 重要インフラ第2グループ